

法令および定款にもとづくインターネット開示事項

第 98 期（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）

中部電力株式会社

目 次

1. 事業報告	
業務の適正を確保するための体制等の 整備に関する事項	・・・ 1 頁
2. 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	・・・ 6 頁
連結注記表	・・・ 7 頁
3. 計算書類	
株主資本等変動計算書	・・・ 13 頁
個別注記表	・・・ 14 頁

上記の事項につきましては、法令および定款第 15 条の規定にもとづき、当社ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

1. 事業報告

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議しております。その内容は、次のとおりであります。

当社は、公正・透明性を経営の中心に据え、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼される企業となるように努める。

ア 経営管理に関する体制

(7) 業務執行に関する体制

- ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および経営上重要な事項を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行う。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、職務執行状況の聴取などを通じて、取締役の職務執行を監査する。
- ・業務執行における重要な事項について多面的に検討するため、経営執行会議および経営戦略会議（以下合わせて「経営会議」という。）を設置する。経営執行会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会に付議する事項および社長が意思決定すべきその他重要事項の審議を行うとともに、業務執行状況等に関する報告を受ける。また、会長、社長、副社長および経営企画部門の長で構成する経営戦略会議は、必要に応じて開催し、経営に関する方針・方向性について審議する。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制を採り、カンパニー社長・本部長・統括を務める役付執行役員・執行役員に社長の権限を大幅に委譲し、特定分野の業務執行をカンパニー社長・本部長・統括以下で完結させる一方、その執行状況について、適宜、経営執行会議および取締役会に報告させる。
- ・カンパニー制を採る再生可能エネルギーの事業分野においては、カンパニー社長の諮問機関としてカンパニーボードを設置する。
- ・取締役ではないカンパニー社長・本部長・統括についても、経営執行会議の構成員として取締役会決議案件の審議に参加させ、また取締役会において適宜議案の説明をさせること等により、経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離の防止を図る。
- ・取締役ならびに役付執行役員、執行役員およびその他の職員（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、社内規程において、各部門（カンパニー、本部、本店の部・室・センター、支店・支社をいう。以下同じ。）および各部署ならびにそれらの長の業務分掌、権限等を定める。また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議、カンパニーボードまたは上位者に報告する。
- ・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続において、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。

(4) 取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適切に行うため、社内規程において、取締役会議事録、経営会議資料、カンパニーボード資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

(5) 内部監査に関する体制

- ・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、業務執行ラインから独立した組織として社長直属の内部監査部門を設置する。内部監査部門は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。

イ リスク管理に関する体制

- ・全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、権限および社内規程を整備する。
- ・個々の事業または業務運営上のリスクを管理するために、カンパニー社長、本店の部門の長を責任者（以下「リスクオーナー」という。）とするとともに、経営に重大な影響を与え

るリスクを統合的に管理するためにリスクマネジメント会議を設置する。また、リスクマネジメント会議の審議結果については、必要に応じて、取締役会へ付議する。

- ・個々の事業または業務運営上のリスクについては、リスクオーナーが、これを管理する体制を整備する。また、リスクオーナーは、計画の策定・実行にあたり、リスクを把握・評価のうえ、その結果に基づいてこれを管理する。
- ・経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営戦略本部内のリスク管理部署がリスクオーナーの報告を把握・評価のうえ、リスクマネジメント会議に報告し、対応方針の審議を受けるとともに、経営計画およびリスクオーナーが実施するリスク対策にこれを反映する。
- ・非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生したときの情報伝達および対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え定期的に訓練等を実施する。
- ・原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた取り組みとして、当社の原子力安全の取り組み姿勢・理念を反映した中部電力グループ原子力安全憲章を制定する。また、原子力部門へのガバナンスを強化するため、原子力安全向上会議を設置し、同会議において、リスクを分析・評価するとともに原子力の安全性向上に必要な対応策について審議する。さらに、社外の各分野の有識者のガバナンス等に関する知見を安全性向上に向けた取り組みに活用するため、原子力安全向上会議アドバイザーボードを設置する。
- ・社内外の原子力の専門家の安全に関する知見を現場における安全性向上の取り組みに活用するため、浜岡原子力安全アドバイザーボードを設置する。
- ・法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および社内規程類を整備し、適切に運用する。

ウ コンプライアンスに関する体制

- ・コンプライアンス経営を推進するため、社長を議長とし、社外委員および監査役を加えたコンプライアンス推進会議を設置するとともに、各部門・事業場および各部署の長をコンプライアンス推進責任者とする全社的な体制を整備する。
- ・法令および社会規範の遵守に関する理念ならびに取締役等が遵守すべき基本的事項を定めた中部電力グループコンプライアンス基本方針ならびに中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針を制定・周知する。
- ・コンプライアンスの定着を図るため、取締役およびコンプライアンス推進責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下職員への適切な指導・監督に当たらせるとともに、職員に対し各種研修を行う。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「ヘルプライン」を社内および社外に設置する。なお、ヘルプラインの利用者の保護について、社内規程を定める。
- ・反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、社内規程類を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

エ 監査に関する体制

(ア) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置する。
- ・監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の職員を置く。

(イ) 監査役の職務を補助すべき職員の独立性および当該職員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役室に所属する職員は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、取締役の指揮・命令を受けない。
- ・取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する職員に不利益を及ぼさない。
- ・監査役室に所属する職員の異動および評定にあたっては、監査役の意向を尊重する。

(ロ) 監査役への報告に関する体制

- ・取締役等は、次のとおり、職務執行状況等について監査役に報告する。
- ・取締役会および経営会議ならびにカンパニーボードの付議事項について、監査役からの求めに応じ報告する。

- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告する。
 - ・部門ごとに原則として年1回、当該部門に係る職務執行状況を監査役に報告する。
 - ・重要な決裁文書については決裁後すみやかに、また業務執行に係るその他の文書類についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。
- (エ) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- ・取締役等は、監査役または監査役室に所属する職員に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。
 - ・監査役および取締役等は、監査役に報告した者が望まない場合、正当な理由なく、その者の氏名等個人を特定できる情報を社内または社外に開示しない。
- (オ) 監査費用等に関する事項
- ・監査役が職務上必要と認める費用等を請求したときは、すみやかに当該費用等を支払う。
- (カ) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保する体制
- ・監査役は、経営会議およびその他重要な会議体ならびにカンパニーボードに出席のうえ、意見を述べるができる。
 - ・社長は、定期的に監査役と代表取締役が経営全般に関し意見交換する機会を設ける。
 - ・内部監査部門および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と調整するとともに、実施結果を監査役に報告する。

オ 中部電力グループの業務の適正を確保するための体制

- ・中部電力グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社を統括する部門を設置し、グループ会社全般に関する経営戦略・方針の立案を行うとともに、社内規程類を整備し、経営上の特に重要な事項について協議または報告を求めるなど、グループ会社の経営管理を行う。また、グループ会社を統括する部門は、グループ各社の事業の概況を当社監査役に報告する。
- ・グループ各社のリスクについては、各社が把握・評価・管理する。
- ・中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社（以下、「事業会社」という。）の社長は、自社に加え自社のグループ会社について、当社のリスクオーナーとしての役割を果たす。
- ・当該会社の経営施策および経営に重大な影響を与えるリスクの検証、審議および確認は、個別会社ごとに当該会社の社長と当社の社長等で構成する会議体で行う。
なお、その会議体は、事業会社に対しては四半期ごとに開催する目標設定・モニタリング委員会、その他のグループ各社に対しては、原則として年1回開催するグループ経営戦略会議とする。
当社監査役は、これらに出席のうえ、意見を述べるができる。
- ・当社の取締役等ならびにグループ会社の取締役等および監査役は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、すみやかに状況把握を行うとともに、当社監査役に報告する。
- ・中部電力グループにおけるコンプライアンス推進のため、中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会を設置するとともに、中部電力グループコンプライアンス基本方針および中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針を制定する。また、グループ各社のコンプライアンス経営を推進するため、各社において、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス担当の取締役等・部署の設置その他推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社が必要に応じ自ら内部通報の窓口を設けるほか、グループ各社共同のコンプライアンスに関する内部通報の窓口「中電グループ・共同ヘルプライン」を設置する。
- ・当社の取締役等または監査役に、必要に応じグループ会社の取締役または監査役を兼務させる。
- ・当社監査役は、グループ会社監査役間の定期的な意見交換を行う。
- ・当社の内部監査部門は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行い、その結果を社長および監査役に報告する。

(注) 当社は、「会社の業務の適正を確保するための体制」について、2006年4月27日開催の取締役会において決議し、その後適時適切に内容を改定しております。

2021年度は、2021年3月23日開催の取締役会において、同年4月1日付で一部改

定する決議をいたしました。改定内容は、次のとおりであります。

- ・贈収賄・腐敗防止に関する方針の制定に伴う変更
- ・経営施策の検証・審議およびリスクの確認を行う会議体の明記

(2) 体制の運用状況の概要

「会社の業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

ア 経営管理に関する体制

2021年度において取締役会は16回開催され、法令および定款所定の事項ならびに経営上重要な事項について審議され決議している。このほかの業務執行における重要事項については、経営執行会議において審議または報告している。

社外取締役は、取締役会へ出席するほか、代表取締役との定期的な意見交換等を通じ、社外の視点から取締役の職務執行を監督している。

また、グループ内部監査を含め内部監査の実施結果は、随時、社長および監査役に報告している。

このほか、中部電力グループCSR宣言を実践するための基本方針として、中部電力グループコーポレート・ガバナンス基本方針を制定している。

イ リスク管理に関する体制

個々の事業または業務運営上のリスクはリスクオーナー（カンパニー社長、本店の部門の長）が管理する体制を整備しており、経営に重大な影響を与えるリスクはリスク管理部署が把握・評価し、リスクマネジメント会議に報告している。これらのリスクは対応方針の審議を受け、経営計画やリスク対策に反映されるとともに適切に取締役会に付議している。

非常災害の発生に備え、全社的な防災訓練等が実施され、非常時の体制および対応について確認している。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に対し、2020年4月に新型コロナウイルス対策本店統合本部を設置、2021年6月からワクチン接種加速とエネルギーの安定供給維持の観点からグループ内従業員に対する職域接種を実施している。

また、原子力の自主的・継続的な安全性向上に係る取り組みについては、原子力安全向上会議が定期的で開催され、原子力部門における安全性向上への取り組みや内部監査結果等について確認されるとともに、アドバイザリーボードの開催により社外有識者の知見の反映に努めている。

ウ コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス推進会議では、中部電力グループコンプライアンス基本方針および中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針にもとづくコンプライアンス推進施策の策定、その実施状況の確認を行うとともに、ヘルプラインへの相談事項に関する報告、その対応方針の検討等が行なわれている。ヘルプラインへの相談のなかで対応が必要な事象については、すみやかに事実確認が行なわれ、適切に対処している。

また、2021年度においては、独占禁止法において禁止される行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争にもとづく事業活動を確保するため、競合他社との接触について社内規程を制定した。

さらに、税務に関するコンプライアンス意識の浸透およびガバナンスの向上を図るため、中部電力グループ税務方針を制定している。

エ 監査に関する体制

監査役直属の監査役室が設置され、監査役室に所属する職員について取締役からの独立性は確保している。

監査役は、取締役会、経営会議およびその他重要な会議への出席、職務執行状況の聴取ならびに重要な決裁文書の閲覧等を実施するとともに、定期的に代表取締役と経営全般に関し意見交換を行い、内部監査部門および会計監査人から随時報告を受けること等により、取締役の職務執行全般を監査している。

また、監査役に報告した者が不利益を受けないことを確保するための体制および監査役の職務について生ずる費用等に関する事項等について、適切に運用している。

オ 中部電力グループの業務の適正を確保するための体制

目標設定・モニタリング委員会、グループ経営戦略会議や定期的な報告を通じ、事業会社およびグループ会社の経営状況やリスク管理状況について概ね適切に統括・管理されている。

中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会を通じてグループ各社のコンプライアンス推進を支援している。

また、「中電グループ・共同ヘルプライン」への相談のなかで対応が必要な事象については、すみやかに事実確認が行なわれ、適切に対処されている。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	430,777	70,732	1,472,678	△ 2,697	1,971,490
会計方針の変更による 累積的影響額			898		898
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	430,777	70,732	1,473,576	△ 2,697	1,972,388
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 37,833		△ 37,833
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 43,022		△ 43,022
自己株式の取得				△ 39	△ 39
自己株式の処分			△ 0	3	2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 16			△ 16
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	△ 16	△ 80,856	△ 36	△ 80,908
当連結会計年度末残高	430,777	70,716	1,392,720	△ 2,734	1,891,480

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	45,002	△ 435	11,216	3,892	59,675	72,518	2,103,684
会計方針の変更による 累積的影響額						270	1,168
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	45,002	△ 435	11,216	3,892	59,675	72,788	2,104,853
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△ 37,833
親会社株主に帰属する当期純損失							△ 43,022
自己株式の取得							△ 39
自己株式の処分							2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△ 16
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	2,444	16,991	51,531	△ 4,995	65,972	33,355	99,328
当連結会計年度変動額合計	2,444	16,991	51,531	△ 4,995	65,972	33,355	18,419
当連結会計年度末残高	47,446	16,556	62,747	△ 1,102	125,648	106,143	2,123,272

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 65社 (すべての子会社を連結の範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 26社

中部電力ミライズコネクスト(株)、ミライデザインパワー(株)、(株)日本エスコン、ウインドパークあわ・こうち合同会社、合同会社 TSUNAGU Community Farm、(株)エスコンプロパティ、(株)エスコンアセットマネジメント、(株)エスコンリビングサービス、(株)エスコンホーム、(株)エスコンクラフト、(株)エスコングローバルワークス、(株)了聞、ESCON JAPAN (THAILAND) CO.,LTD.、ESCON USA LLC、ESCON USA II LLC、ESCON USA III LLC、(株)ピカソ、優木産業(株)、ヴィーナスコーポレーション(株)、(株)キュービック、(株)サンタ、平野物産(株)、(株)Aria、(有)栄角、FUEL(株)、ESCON USA IV LLC は、出資により、連結の範囲に含めている。

(2) 主要な連結子会社の名称

中部電力ミライズ(株)、(株)シーエナジー、ダイヤモンドパワー(株)、CEPO 半田バイオマス発電(株)、中部電力パワーグリッド(株)、中電配電サポート(株)、(株)トーエネック、中電興業(株)、中部精機(株)、中電不動産(株)、(株)中電オートリース、(株)中部プラントサービス、(株)シーテック、(株)テクノ中部、(株)中電シーティーアイ、(株)トーエネックサービス、旭シンクロテック(株)、(株)日本エスコン、(株)ピカソ

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 64社 (すべての関連会社を持分法の適用範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 12社

MC リテールエナジー(株)、田原バイオマスパワー合同会社、有田川バイオマス(株)、合同会社開発 8号、合同会社開発 10号、福山バイオマス発電所合同会社、合同会社サンシャインエナジー相生、ORIGIN KNIGHTSBRIDGE THEPHARAK CO.,LTD.、西口ビル管理(株)、IJホールディングス(株)、Bitexco Power Corporation、Hawee Mechanical and Electrical Joint Stock Company は、出資により、持分法の適用範囲に含めている。

除外 1社

(株)日本エスコンは、株式の追加取得により、持分法の適用範囲から除外している。

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称

新日本ヘリコプター(株)、(株)JERA、愛知電機(株)、東海コンクリート工業(株)、中部テレコミュニケーション(株)、Artemis II-CMGT 1 GmbH、Artemis II-CMGT 2 GmbH、Diamond Chubu Europe B.V.、Bitexco Power Corporation

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、Chubu Electric Power Company Netherlands B.V. 及び(株)日本エスコン他 26社であり、ESCON JAPAN (THAILAND) CO.,LTD. の決算日は 11月 30日、その他の会社の決算日は 12月 31日である。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、決算日が連結決算日と異なる会社のうち(株)日本エスコン他 21社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用している。その他の連結子会社については、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っている。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっている。

② デリバティブ

時価法によっている。

③ 棚卸資産

棚卸資産のうち販売用不動産は個別法による原価法 (連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 原子力発電所運転終了関連損失引当金

浜岡原子力発電所 1、2号機の運転終了に伴い、今後発生する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

③ 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律 (2014年法律第 72号) 附則第 16条第 3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第 1条の規定による改正前の電気事業法 (1964年法律第 170号) 第 36条の規定による引当限度額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業は小売電気事業及び一般送配電事業であり、小売電気事業においては、顧客との販売契約に基づいて電気を引き渡す履行義務を負い、一般送配電事業においては、託送供給約款に基づいて託送供給を行う履行義務を負っている。これら履行義務を充足する収益は、検針により決定した電力量に基づき計上 (以下、「検針日基準」という。) している。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理及び振当処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップ等のデリバティブ取引をヘッジ手段とし、資金調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。

ハ ヘッジ方針

当社グループ業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引を実施している。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（連結子会社 10～15 年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社 3 年、連結子会社 3～15 年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生の当連結会計年度）から費用処理することとしている。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因に応じ 20 年以内で均等償却を行っている。

④ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（1989 年 5 月 25 日 通商産業省令第 30 号）の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

⑤ 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用している。

⑥ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）を適用する予定である。

(会計方針の変更に関する注記)

1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

また、収益認識会計基準等の適用を踏まえ、「電気事業会計規則」（1965 年 6 月 15 日 通商産業省令第 57 号）が改正されたため、前連結会計年度まで営業収益に計上していた「再エネ特措法賦課金」及び「再エネ特措法交付金」の取引金額は、営業収益より除くこととなり、対応する費用を計上しないこととなった。

なお、電気事業営業収益のうち、電灯・電力料等に係る料金収入については、検針により決定した電力量に基づき収益計上（検針日基準）を行っており、当該取扱いについて「電気事業会計規則」の改正はないため、引き続き検針日基準に基づき収益計上している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業収益が 634,691 百万円、営業費用が 635,326 百万円、営業損失が 635 百万円、経常損失、税金等調整前当期純損失がそれぞれ 629 百万円減少しており、当連結会計年度末の流動資産における再エネ特措法交付金に係る売掛金が 40,933 百万円減少し、その他が同額増加している。

また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当期首残高が 898 百万円、非支配株主持分の当期首残高が 270 百万円増加している。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとした。

2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)(以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。

なお、当連結会計年度の連結貸借対照表等に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

1 原子力発電事業の固定資産の評価

(1) 当連結会計年度末の連結貸借対照表等に計上した額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、固定資産仮勘定を含む原子力発電設備を359,317百万円計上しており、総資産の約6%を占めている。

当連結会計年度においては、将来キャッシュ・フローの総額が固定資産簿価を上回ったことから、減損損失を認識していない。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

原子力発電事業については、運転停止状況が長期間継続していることなどから、将来キャッシュ・フローと原子力発電事業の固定資産簿価を比較し、減損損失の認識の要否を検討する必要がある。

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した経営計画を基礎として行われる。見積りの基礎とした経営計画には、再稼働後の発電による販売収益、安全性向上対策工事費用の見込みなど経営者の判断を伴う主要な仮定が用いられており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度末の連結貸借対照表等に計上した額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、繰延税金資産を174,086百万円計上している。

上記金額のうち、連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社(以下、「連結納税グループ」という。)において回収可能性を判断し、繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)を179,165百万円計上している。なお、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は31,331百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内において計上しており、連結納税グループにおける会社分類の妥当性や将来の一時差異等加減算前課税所得の見積り等に基づいて、回収可能性を判断している。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは、経営者が作成した経営計画を基礎として行われる。見積りの基礎とした経営計画には、販売電力量の見通し、卸電力市場からの調達を含む電源調達計画の想定など経営者の判断を伴う主要な仮定が用いられており、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び2020年3月31日以前に借り入れた株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債	864,360百万円	(連結貸借対照表計上額 864,360百万円)
株式会社日本政策投資銀行借入金	154,981百万円	

(2) 連結子会社

担保提供資産

その他の固定資産	26,276百万円
繰延税金資産	127百万円
その他の投資等	151百万円
現金及び預金	1,515百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	160百万円
棚卸資産	114,567百万円
その他の流動資産	101百万円

(注) 上記のほか、当連結会計年度末において、連結上消去されている関係会社株式30,539百万円を担保に供している。

上記に対応する債務

長期借入金	92,567百万円
1年以内に期限到来の固定負債	81,333百万円
短期借入金	2,390百万円

(3) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

長期投資	201百万円
関係会社長期投資	17,514百万円

なお、出資会社が債務不履行となった場合の連結子会社の負担は、上記のいずれの資産についても当該資産額に限定されている。

2 有形固定資産の減価償却累計額

7,248,515百万円

3 受取手形、売掛金及び契約資産の金額

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりである。

受取手形	8,560百万円
売掛金	306,179百万円
契約資産	27,422百万円

4 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	469 百万円
仕掛品	7,871 百万円
原材料及び貯蔵品	14,619 百万円
販売用不動産	167,818 百万円

5 契約負債の金額	
その他の流動負債のうち、契約負債の金額は、以下のとおりである。	
契約負債	7,322 百万円

6 保証債務等	
(1) 社債及び借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	89,693 百万円
日本原子力発電株式会社	38,095 百万円
従業員（住宅財形借入ほか）	30,688 百万円
MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	(注) 5,434 百万円
MC リテールエナジー株式会社	2,221 百万円
Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited	1,775 百万円
ラスラファンC事業会社	(注) 962 百万円
楽天信託株式会社	773 百万円
Diamond Transmission Partners Walney Extension Limited	353 百万円
鈴川エネルギーセンター株式会社	318 百万円
たはらソーラー合同会社	269 百万円
その他	29 百万円

(2) その他契約の履行に対する保証債務	
JERA Energy America LLC	(注) 25,321 百万円
三菱商事株式会社	9,689 百万円
MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	(注) 4,902 百万円
米子バイオマス発電合同会社	1,110 百万円
秋田由利本荘オフショアウィンドコンソーシアム	775 百万円
愛知蒲郡バイオマス発電合同会社	598 百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC	(注) 555 百万円
合同会社御前崎港バイオマスエナジー	555 百万円
丸紅株式会社	521 百万円
MC リテールエナジー株式会社	360 百万円
PT. Cirebon Energi Prasarana	(注) 283 百万円
Phoenix Power Company SAOG	(注) 207 百万円
Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited	143 百万円
Diamond Transmission Partners Walney Extension Limited	123 百万円
秋田能代・三種・男鹿オフショアウィンドコンソーシアム	105 百万円
その他	312 百万円

(注) 上記 (1) 及び (2) の保証債務残高のうち 34,910 百万円については、株式会社 J E R A との間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結している。

7 会社法以外の法令の規定による引当金

渇水準備引当金

電気事業法等の一部を改正する法律（2014 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第 1 条の規定による改正前の電気事業法（1964 年法律第 170 号）第 36 条の規定により計上している。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	758,000,000 株

2 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	18,916	25	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 28 日
2021 年 10 月 28 日 取締役会	普通株式	18,916	25	2021 年 9 月 30 日	2021 年 11 月 30 日

(注 1) 2021 年 6 月 25 日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 10 百万円が含まれている。

(注 2) 2021 年 10 月 28 日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 10 百万円が含まれている。

3 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定である。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	18,915	利益剰余金	25	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 29 日

(注) 2022 年 6 月 28 日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 10 百万円が含まれている。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気事業の運営上必要な設備資金を、社債発行や銀行借入等により調達し、短期的な運転資金は、主に短期社債により調達することを基本としている。また、資金運用については譲渡性預金等の安全性の高い金融資産に限定している。デリバティブ取引については、当社グループ業務の範囲内で、リスク回避を目的として利用しており、投機目的のために利用することはない。

有価証券は、株式及び一部の子会社が保有する債券等であり、株式及び債券等については定期的に時価や発行体の財務・事業状況等を確認している。

売掛金は、大半が電気料金に係るものであり、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

有利子負債残高の大半は、社債、長期借入金の長期資金であるものの、その大部分を固定金利で調達していることから、業績への影響は限定的と考えられる。

デリバティブ取引については、取引の実施権限、管理・報告方法等を定めた社内規程に基づき、資金調達に伴い発生する金融負債等を対象とした金利スワップ取引等を実施している。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、支払手形及び買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 有価証券	99,998	93,857	△6,140
負債			
(2) 社債(※1)	872,760	870,215	△2,544
(3) 長期借入金(※1)	1,564,621	1,593,573	28,951
(4) デリバティブ取引(※2)	3,185	3,185	—

(※1) (2) 社債及び(3) 長期借入金には1年以内に返済予定のものを含めている。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察ができないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 有価証券

株式は取引所の価格のため、レベル1の時価に分類している。また、債券は取引所の価格または取引先金融機関から提示された価格によっているため、レベル2の時価に分類している。

(2) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、新規に同様の社債を発行した場合に想定される条件により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(3) 長期借入金

新規に同様の借入を行った場合に想定される条件により算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、一部の借入は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該デリバティブ取引と一体として処理された場合の条件により算定している。

(4) デリバティブ取引

金融機関との取引は、取引先金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されている。

(注2) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額 1,458,247百万円)は、「(1)有価証券」には含めていない。

(注3) 組合等への出資(連結貸借対照表計上額 21,853百万円)は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象としていない。

(収益認識に関する注記)

1 収益を分解した情報

(単位 百万円)

	報告セグメント				その他(※3)	合計	調整額	連結損益計算書計上額
	ミライズ(※1)	パワーグリッド(※1)	JERA(※1)(※2)	計				
外部顧客への売上高	1,966,812	375,051	—	2,341,864	363,297	2,705,162	—	2,705,162
顧客との契約から生じる収益	1,965,939	364,845	—	2,330,785	341,379	2,672,165	—	2,672,165
電気事業営業収益	1,799,603	364,214	—	2,163,818	6,774	2,170,592	—	2,170,592
その他事業営業収益	166,335	631	—	166,967	334,605	501,572	—	501,572
その他の収益	873	10,205	—	11,078	21,918	32,996	—	32,996
セグメント間の内部売上高又は振替高	61,375	524,511	—	585,886	468,499	1,054,385	△1,054,385	—
計	2,028,187	899,562	—	2,927,750	831,797	3,759,548	△1,054,385	2,705,162

(※1) 電力・ガスの販売と各種サービスの提供を行う「ミライズ」、電力ネットワークサービスの提供を行う「パワーグリッド」、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの販売を行う「JERA」の3つを報告セグメントとしている。

(※2) 「JERA」の売上高は、(株)JERAが持分法適用関連会社のため、計上されない。

(※3) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、当社の再生可能エネルギーカンパニー、原子力部門、管理間接部門、その他の関係会社等を含んでいる。

2 収益を理解するための基礎となる情報

主な履行義務である電気の引き渡し及び託送供給については、顧客との販売契約や託送供給約款に基づき通常1か月程度で債権が回収される。なお、その他の収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、「連結貸借対照表に関する注記」の「3 受取手形、売掛金及び契約資産の金額」及び「5 契約負債の金額」に記載のとおりである。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、電気事業営業収益のうち残存履行義務に配分した取引価格は次のとおりである。

未充足の履行義務に配分した取引価格総額	53,493百万円
履行義務の充足予定時期	
1年以内	—
1年超	53,493百万円

なお、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めていない。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産(注1) 2,667円66銭

1株当たり当期純損失(注2) 56円90銭

(注1) 1株当たり純資産の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する自己株式数は412,100株である。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は412,100株である。

(その他の注記)

1 連結計算書類の用語、様式及び作成方法

連結計算書類については、「会社計算規則」(2006年2月7日法務省令第13号)に準拠し、「電気事業会計規則」(1965年6月15日通商産業省令第57号)に準じて作成している。

2 インバランス収支還元損失(特別損失)

2021年1月の電力需給ひっ迫に伴うインバランス料金の高騰により、一般送配電事業者においてインバランス収益が大きく増加したことを受け、第43回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会(2021年12月27日開催)において、インバランス収支の一部を将来の託送料金から差し引く形で調整することが取り纏められた。

これに従い必要な措置を講ずることを経済産業省から要請されたため、インバランス収支の一部を調整する特例認可申請(電気事業法第18条第2項ただし書きによる措置)を行い、経済産業大臣の認可を経て、小売電気事業者から調整に関する申請を受理した。

以上を踏まえ、当連結会計年度において調整額5,510百万円を特別損失に計上している。

3 業績連動型株式報酬制度

当社は、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び取締役を兼務しない役付執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」という。)を導入している。

また、2020年5月8日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社の子会社である中部電力ミライズ株式会社の取締役(社外取締役を除く。)、取締役を兼務しない役付執行役員及び執行役員を本制度の対象に追加する改定を決議している(以下、本制度の対象者を「取締役等」という。)

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び中部電力ミライズ株式会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は609百万円、株式数は412,100株である。

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	430,777	70,689	93,628	443,000	411,223	947,852	△ 2,640	1,446,678
当事業年度変動額								
剰余金の配当					△ 37,833	△ 37,833		△ 37,833
当期純利益					82,666	82,666		82,666
自己株式の取得							△ 39	△ 39
自己株式の処分					△ 0	△ 0	3	2
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)								
当事業年度変動額合計	—	—	—	—	44,833	44,833	△ 36	44,797
当事業年度末残高	430,777	70,689	93,628	443,000	456,057	992,685	△ 2,677	1,491,475

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	41,085	1,950	43,036	1,489,714
当事業年度変動額				
剰余金の配当				△ 37,833
当期純利益				82,666
自己株式の取得				△ 39
自己株式の処分				2
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)	939	994	1,934	1,934
当事業年度変動額合計	939	994	1,934	46,731
当事業年度末残高	42,025	2,945	44,970	1,536,446

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式は移動平均法による原価法によっている。

満期保有目的債券は原価法によっている。

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっている。

(2) デリバティブ

時価法によっている。

(3) 棚卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、破産更生債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 原子力発電所運転終了関連損失引当金

浜岡原子力発電所1、2号機の運転終了に伴い、今後発生する費用または損失に備えるため、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

(4) 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（社外取締役を除く）、取締役を兼務しない役付執行役員及び執行役員への当社株式等の給付に充てるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上している。なお、給付額が確定した場合は未払費用として計上している。

4 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は発電事業であり、顧客との販売契約に基づいて電気を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務を充足する収益は、引き渡し時点で計上している。

5 その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ及び振当処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップ等のデリバティブ取引をヘッジ手段とし、資金調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。

③ ヘッジ方針

当社業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引を実施している。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(3) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（1989年5月25日通商産業省令第30号）の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月

16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定である。

(会計方針の変更に関する注記)

1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。

なお、当事業年度の貸借対照表等に与える影響はない。また、当事業年度の期首より前に新たに会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額がないため、当事業年度の期首の利益剰余金残高に与える影響はない。

2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)(以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。

なお、当事業年度の貸借対照表等に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

1 原子力発電事業の固定資産の評価

(1) 当事業年度末の貸借対照表等に計上した額

当社の当事業年度末の貸借対照表において、固定資産仮勘定を含む原子力発電設備を361,685百万円計上しており、総資産の約8%を占めている。

当事業年度においては、将来キャッシュ・フローの総額が固定資産簿価を上回ったことから、減損損失を認識していない。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記(1 原子力発電事業の固定資産の評価)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度末の貸借対照表等に計上した額

当社の当事業年度末の貸借対照表において、回収可能性を判断し、繰延税金資産を124,067百万円計上している。

上記金額のうち、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は5,953百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記(2 繰延税金資産の回収可能性)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び2020年3月31日以前に借り入れた株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債	864,360百万円(貸借対照表計上額 864,360百万円)
株式会社日本政策投資銀行借入金	154,981百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額

2,108,248百万円

3 保証債務等

(1) 社債及び借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	89,693百万円
日本原子力発電株式会社	38,095百万円
従業員(住宅財形借入ほか)	30,372百万円
MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	(注) 5,434百万円
Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited	1,775百万円
ラスラファンC事業会社	(注) 962百万円
合同会社TSUNAGU Community Farm	415百万円
Diamond Transmission Partners Walney Extension Limited	353百万円

(2) その他契約の履行に対する保証債務

JERA Energy America LLC	(注) 25,321百万円
三菱商事株式会社	9,689百万円
MT Falcon Holdings Company, S. A. P. I. de C. V.	(注) 4,902百万円
米子バイオマス発電合同会社	1,110百万円
愛知蒲郡バイオマス発電合同会社	598百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC	(注) 555百万円
合同会社御前崎港バイオマスエナジー	555百万円
丸紅株式会社	521百万円
PT. Cirebon Energi Prasarana	(注) 283百万円
Phoenix Power Company SAOG	(注) 207百万円
Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited	143百万円
Diamond Transmission Partners Walney Extension Limited	123百万円
その他	218百万円

(注)上記(1)及び(2)の保証債務残高のうち34,910百万円については、株式会社JERAとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結している。

4 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

長期金銭債権	1,449,741 百万円
短期金銭債権	166,320 百万円
長期金銭債務	9,158 百万円
短期金銭債務	77,777 百万円

5 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

海外エネルギー事業	
専用固定資産	10 百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	0 百万円
合計額	11 百万円
地域サービス事業	
専用固定資産	390 百万円

6 株式会社日本政策投資銀行借入金

154,981 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

費用	53,389 百万円	収益	229,811 百万円
----	------------	----	-------------

営業取引以外の取引による取引高 10,118 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式(注) 1,773,532 株

(注)「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式412,100株が含まれている。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、会社分割に伴う関係会社株式、資産除去債務であり、回収可能性が認められないものは評価性引当額を控除している。

繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務相当資産及びその他有価証券評価差額金である。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年度 末残高 (百万円)
子会社	中電ビジネスサポート(株)	(所有) 直接 100.0%	資金借入	長期資金の借入(注1)	—	関係会社長期債務	8,700
				短期資金の借入(注1)	54,220	関係会社短期債務	48,300
				利息支払(注1)	147	—	—
子会社	中部電力パワーグリッド(株)	(所有) 直接 100.0%	社債引受 資金貸付 運転資金融通 役員の兼任等	社債の引受(注2)	—	関係会社長期投資	804,245
				社債利息の受取(注2)	4,196	関係会社短期債権	789
				長期資金の貸付(注3)	188,869	関係会社長期投資	637,412
				短期資金の貸付(注3)	110,378	関係会社短期債権	110,378
				貸付利息の受取(注3)	4,991	関係会社短期債権	1,079
				運転資金の貸付(注4)	62,061	関係会社短期債権	9,747
				運転資金の預り(注4)	2,213	—	—
子会社	中部電力ミライズ(株)	(所有) 直接 100.0%	電力の販売 運転資金融通 役員の兼任等	電力の販売(注5)	160,590	売掛金	16,565
				運転資金の貸付(注4)	503	関係会社短期債権	17,225
				運転資金の預り(注4)	51,409	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。また、短期資金の借入における取引金額は、期中の平均残高を記載している。

(注2)中部電力パワーグリッド株式会社発行のICB(Inter Company Bond)を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。

(注3)中部電力パワーグリッド株式会社に対しICL(Inter Company Loan)により貸し付けたものであり、当社の借入金等と同様の条件で利率を決定している。

(注4)市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。また、取引金額は、期中の平均残高を記載している。

(注5)発電原価等を踏まえ、交渉の上決定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産(注1) 2,031円73銭

1株当たり当期純利益(注2) 109円31銭

(注1)1株当たり純資産の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する自己株式数は412,100株である。

(注2)1株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は412,100株である。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

主な履行義務である電力の販売については、顧客との販売契約に基づき通常1か月程度で債権が回収される。なお、その他の収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(その他の注記)

1 電気事業会計規則の改正

貸借対照表等は、「電気事業会計規則」(1965年6月15日 通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

2 業績連動型株式報酬制度

連結注記表「その他の注記(3 業績連動型株式報酬制度)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。